

132帯のこ盤を起因物とする死傷災害事例(最大99事例まで) (2020年)

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2020	1	11～12	テーブル帯のこ盤で板を加工作業中、ノコ後の先端部仕切り板に皮ごみが引っ掛かっており、それを除去しようとしてテーブル上に前のめりとなったとき、上半身の作業衣（ヤッケ）が送りローラーに引っ掛かって巻き込まれ、木材と送りローラーの間に挟まれて胸部が圧迫され、右肋骨を折った。	42	7	10401	1～9
2	2020	3	9～10	工場では木材加工中、機械上部で原木を回転させた際に右手が巻き込まれ、人差し指に裂傷を負った。	81	8	10401	1～9
3	2020	4	16～17	工場では養生材を帯鋸で加工中、鋸刃が折れてしまい、左手小指に裂創を負った。	73	4	30202	1～9
4	2020	5	10～11	工場では帯のこ交換作業中、帯のこを取り付けるときに、帯のこを張るためのスイッチを押すと回転するロッドに左手ゴム手袋のゴム部分が触れ、ゴム手袋が一瞬ロッドに絡んで、左手中指・薬指・小指が反り返り、屈筋腱損傷を負った。	44	7	10401	10～29
5	2020	5	11～12	バンドソー（帯鋸）で木材を切断中、鋸刃に右手親指が触れ、靭帯切断を負った。	58	8	10409	10～29
6	2020	5	14～	回転している帯ノコに挟まっている木くずを取ろうとしたところ、帯ノコに指を当てて、右第1、2指挫創を負った。	55	8	10401	1～9

			15						
7	2020	6	9 ～ 10	派遣先工場内作業場で木材を電動のこぎりでカット作業していると き、上着の右袖が電動のこぎりの歯に触れたため、手が巻き込ま れ、右手伸筋腱断裂を負った。	56	8	170101	～ 499	
8	2020	6	16 ～ 17	工場内で、コンタマシンを使いプラスチック製品を裁断中、右手人 差し指に切傷を負った。	36	8	10805	～ 49	
9	2020	7	11 ～ 12	6mの丸太を製材しているとき、端材を送るローラーが回らなくて 手で動かした際、ローラーを回しているチェーンに指が掛かって巻 き込まれ、右示指切断、中指不全切断、小指挫創、環指中端骨骨折 となった。	62	7	10401	～ 29	
10	2020	7	18 ～ 19	資材置き場で台ノコを使用し木材を切断中、作業服の右袖が台ノコ 定規に掛かり、右手が回転する刃に擦れ人差し指、中指、薬指を開 放骨折した。	66	8	30199	1～ 9	
11	2020	7	11 ～ 12	木工所で木杭を作って長さをそろえる作業中、帯鋸で右手背を切 り、示指伸筋腱断裂を負った。	66	8	10409	1～ 9	
12	2020	8	8 ～ 9	工場帯鋸を使用して作業中、鋸の刃が木材に引っ掛かって割れ、 破片が腹部に直撃して切創を負った。	55	4	10401	50 ～ 99	
13	2020	11	7 ～ 8	資材置き場で、台鋸でベニヤ板の切断作業中、足下に置いてあった 資材につまずいて前のめりになり、台鋸の刃に左手指が触れ、左示 指末節骨開放骨折、左中指指挫創を負った。	79	8	170209	～ 99	
14	2020	12	8 ～ 9	工場内で、製材作業中、刃の横に流れる潤滑油の量が少なく、機械 の中に手を入れた際、刃が回転しており接触し、右手中指末節骨に 挫傷を負った。	40	8	10401	10 ～ 29	

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害事例\(最大99事例まで\) \(2020年\)](#)に戻る。